

## 療養所の現状

現在(平成15年5月末)、全国13カ所の国立療養所と2カ所の私立療養所に約3,800人が入所しています。入所されている方はハンセン病は治癒していますが、後遺症による身体障害などの理由から継続して療養生活を送っています。

入所者の高齢化にともない、療養所は、かつてハンセン病を病んだ人たちの医療福祉施設として変化しつつあります。近年は、施設整備が一段と進み、より安全で快適な療養生活ができるようになってきました。今ではほとんどの人が自由に外出し、里帰りやレクリエーション旅行を楽しんでいます。



## 一人ひとりが正しい認識を…

療養所にいる人たちのうち、特効薬ができる以前に病気が進行した人たちは、失明したり、顔や手足に変形がおこり強い後遺症となっています。またハンセン病そのものは治癒していたり、後遺症が軽くても、平均年齢が70歳を越え高齢化が進んでいること、そのうえ長期にわたって社会から隔離された生活を送ってきたために、社会復帰は難しい状況にあります。

また、差別と偏見の根元であった「らい予防法」が平成8年4月に廃止され、その法律上の根拠が無くなったにもかかわらず、かつての病名である「らい」に対する社会の誤解や偏見が続き、社会復帰を妨げる一因となっています。

ハンセン病に限らず、どのような疾病であっても、病気ということによって人を差別してはいけません。

一人ひとりが正しい認識をもって、療養所入所者の方々に温かい手を差し伸べていただきますよう心からお願いいたします。

